



# 埼玉県報

第 2 4 2 3 号  
平成 2 4 年 9 月 1 1 日  
火 曜 日

## 目 次

### 告示

- [平成24年度砂利採取業務主任者試験の実施\(自然環境課\)](#)
- [大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [鴻巣都市計画火葬場の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [昭和50年埼玉県告示第856号の一部を改正する告示\(田園都市づくり課\)](#)
- [機動救助車\(NBC車\)の購入に関する落札者等の公示\(会計課\)](#)
- [機動救助車\(水難救助車\)の購入に関する落札者等の公示\(会計課\)](#)
- [県道上中森鴻巣線の供用開始\(行田県土整備事務所\)](#)
- [平成24年9月2日現在における選挙人名簿登録者数の50分の1、3分の1の数等\(選挙管理委員会\)](#)
- [選挙管理委員会の招集\(選挙管理委員会\)](#)

## 告 示

埼玉県告示第千二百二十五号

砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十五条第一項の規定により、平成二十四年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

平成二十四年九月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 試験期日

平成二十四年十一月九日（金）午前十時から十二時まで

### 二 試験場所

さいたま市浦和区仲町三丁目五番一号

埼玉県県民健康センター 中会議室

### 三 受験手続

#### イ 受験願書の入手方法

埼玉県環境部自然環境課、各環境管理事務所並びに各地域振興センター及び同事務所において、平成二十四年十月一日（月）から配布する。

#### ロ 申込方法

受験願書等に必要事項を記入の上、簡易書留で郵送すること。

### 八 受付期間

平成二十四年十月一日（月）から十月十五日（月）まで（期間内消印有効）

### 四 受験願書の提出先

郵便番号三三〇 九三〇一 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県環境部自然環境課

### 五 試験手数料

八千円に相当する額の埼玉県収入証紙を受験願書にはり付けて納付すること。

### 六 試験科目

#### イ 砂利の採取に関する法令

ロ 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）

# 告 示

埼玉県告示第千二百二十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年九月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン大井店

埼玉県ふじみ野市ふじみ野一丁目二番一号

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

開店時間と駐車場の利用開始時間が児童生徒の登校時間帯に重なるので児童の安全確保のために、店舗付近及び駐車場の出入りに対する警備員の増員配置等、安全面の十分な配慮をお願いしたい。

## 二 縦覧期間

平成二十四年九月十一日から平成二十四年十月十一日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

# 告 示

埼玉県告示第千二百三十七号

鴻巣市から鴻巣都市計画火葬場の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十四年九月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

埼玉県告示第千二百三十八号

昭和五十年埼玉県告示第八百五十六号（埼玉県屋外広告物条例に基づく禁止地域等の指定について）の一部を次のように改正し、平成二十四年十月一日から施行する。

平成二十四年九月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

第一号口(32)中「南埼玉郡白岡町」を「白岡市」に改める。

# 告 示

埼玉県告示第千二百二十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年九月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量  
機動救助車（NBC車） 1台
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度第一係 埼玉県さいたま市浦和区高砂  
3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成24年8月2日
- 4 落札者の氏名及び住所  
東京日野自動車株式会社 東京都港区新橋5丁目18番1号
- 5 落札金額  
37,800,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
平成24年7月17日

# 告示

埼玉県告示第千二百四十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年九月十一日

埼玉県知事 上田清司



- 1 購入等件名及び数量  
機動救助車（水難救助車） 1台
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度第一係 埼玉県さいたま市浦和区高砂  
3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成24年8月2日
- 4 落札者の氏名及び住所  
東京日野自動車株式会社 東京都港区新橋5丁目18番1号
- 5 落札金額  
30,660,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
平成24年7月17日

## 告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第三十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十四年九月十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年九月十一日

埼玉県行田県土整備事務所長 大野 康 夫

<p>上中森鴻巣線</p>	<p>路線名</p>
<p>行田市富士見町一丁目 九番九地先から 同市長野三丁目 四番地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十四年九月十一日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>県道仮廻し。 独立行政法人水資源機構が行う武蔵水路改築工事に伴う迂回道路。 平成二十四年八月三十一日付け埼玉県行田県土整備事務所長告示第二十九号で告示した道路区域の供用開始である。 延長二二六・三五メートル。</p>	<p>備考</p>

# 告示

埼玉県選管告示第四十五号

平成二十四年九月二日現在の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十条第一項、第七十五条第一項、第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項の規定における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数及び三分の一の数は、次のとおりである。

平成二十四年九月十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝 瀬 副 次

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

一一七、四八一人

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条第一項における選挙権を有する者の総数の四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

一、〇四五、六七四人

三 地方自治法第八十条第一項における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

選挙区

数

南第一区	六五、一五三人
南第二区	一四三、〇六四人
南第三区	二二、一四八人
南第四区	三八、〇五六人
南第五区	三〇、四七一人
南第六区	四二、五三七人
南第七区	二五、八四五人
南第八区	二五、二八六人
南第九区	三九、七三四人
南第十区	四六、七六〇人
南第十一区	二九、九四五人

南第十二区  
南第十三区  
南第十四区  
南第十五区  
南第十六区  
南第十七区  
南第十八区  
南第十九区  
南第二十区  
南第二十一区  
南第二十二区  
西第一区  
西第二区  
西第三区  
西第四区  
西第五区  
西第六区  
西第七区  
西第八区  
西第九区  
西第十区  
西第十一区  
西第十二区  
西第十三区  
西第十四区  
西第十五区  
北第一区  
北第二区  
北第三区  
北第四区  
北第五区  
北第六区  
東第一区  
東第二区

三〇、五一四人  
六一、三三五人  
三一、九三六人  
一九、一四三人  
三〇、四八三人  
一九、三六五人  
四三、三八七人  
一九、五五〇人  
三二、五一三人  
三四、七四八人  
二〇、九〇四人  
九三、五六四人  
四〇、六三八人  
二二、六〇二人  
四三、〇〇二人  
一五、六〇三人  
二九、〇七三人  
二三、五七八人  
九三、三八一人  
一五、六六七人  
一三、五二一人  
二七、二四四人  
一八、八四六人  
一一、九三三人  
二四、三〇四人  
二七、〇九〇人  
一八、四七八人  
一二、三一一人  
一五、二八八人  
二一、四五一人  
四九、一五〇人  
五五、二九〇人  
二三、五五六人  
一五、二七九人

東第三区  
東第四区  
東第五区  
東第六区  
東第七区  
東第八区  
東第九区  
東第十区  
東第十一区  
東第十二区  
東第十三区  
東第十四区  
東第十五区

一八、七四四人  
一五、二七八人  
一九、三二五人  
一七、六三六人  
二八、八五九人  
五五、三五五人  
八八、三四五人  
二二、一五六人  
三六、〇八三人  
一七、六三一人  
一五、〇二九人  
三一、四九八人  
一七、六三八人

# 告 示

埼玉県選管告示第四十六号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成二十四年九月十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝 瀬 副 次

一 日時 平成二十四年九月十二日 午前十時

二 場所 埼玉県選挙管理委員会室

三 議題

- ア 志木市議会議員一般選挙における当選の効力に関する審査の申立てについて
- イ その他